

前回から継続審議した苦情事案等2件の検討結果について  
 (平成22年9月7日～23年3月20日受付分)

	No.	局所	苦情等件名	検討結果
苦情	1	関東	看護師免許の氏名変更で申請した現在の氏名及び結婚前の旧姓の文字が、戸籍謄本又は戸籍抄本に記載されている文字と異なっていたため、その修正を求めると、3回の変更に当たるとして、手数料(登録免許税)を3,000円求められたことに納得がいかない。(注:変更1件につき1,000円)	本件については、①厚生労働省は、前回の本推進会議の審議を踏まえ当局が問題点を指摘したところ、この指摘に対応して、戸籍の電子化に伴う看護師免許及び所管する他の免許の氏名変更については、申請者に手数料等を求めることのないよう登録指定機関、都道府県等に文書で周知徹底を図ったことにより改善が図られた。②法務省には、戸籍の電子化に伴う表記の修正について各省庁に対し周知の徹底を図る必要がある旨、当局から同省民事局に対して参考通知(注)することが必要であるとの結論となり、審議を終了とした。 (注)平成23年7月27日付けで施行
	2	関東	相続手続のため、銀行等から戸籍謄本を求められ、郵便で謄本を取り寄せることとしたが、必要となる戸籍謄本数が、電算化された戸籍、電算化前の戸籍それぞれ何通必要か不確定であるため、余裕をもって定額小為替を送ってほしいと本籍地役場から言われた。戸籍謄本も民間の通信販売等と同様に、代金引換郵便で送ってもらえれば申請者にとって利便性が格段に向上するので改善できないか。	現行の定額小為替での支払いは、地方自治法及び総務省告示によって定められている。 本件については、定額小為替での支払い手続以外に、地方公共団体の行政サービスとしてどこまで行うかを全国的に統一化することには困難な面もあり、また、定額小為替と同程度に支払いの確実性が高いと考えられる方法もなく、市区町村の調査結果でも現状では特に大きな問題があるとは認められないことから、今後類似の案件が出た場合に改めて検討することとし、審議を終了とした。